

## ギンサーの物価水準変動会計

井口伸

一

(一) はじめに

「貨幣価値変動会計」という課題は、第二次世界大戦以来の世界的インフレーションの動向に即して、アメリカおよびイギリスを中心にして各国において強い関心をよびおこし、一九五二年六月ロンドンで開かれた第六回国際会計人会議において共通研究題目として、この課題が取り上げられて以来、各国における研究は本格的軌道にのり、現在では各国におけるインフレーションの急迫してきた経済環境にそくして理論研究の域をこえて、むしろ実践への適用、すなわち、その制度化の研究に重要関心が払われている。

小稿では、インフレーション会計に関する私の研究ノートの一部として、R. S. Gyntnerの所説を概観し、かつ、これについて若干の私見を述べたいと思う。

R・S・ギンサーは、オーストラリア・クイーンズランド大学 (University of Queensland) の会計学教授であり、一九六六年に“Accounting for Price-Level Changes: Theory and Procedures, 1966”を著わし、これが彼の名著として有名である。そこで、まずこの著書をもとにして、ギンサーの所説をさぐってみることにする。

(一) ギンサーの名著

前述したギンサーの名著において彼は、経営管理、すなわち、計画、統制、意思決定、に役立つ会計情報を提供することを目的として、インフレーション時に各企業の会計に物価水準変動の影響を反映するための理論とそ  
の手続とを示している。

本書は一六章から構成され、第一章「序論」では、会計の目的は経営管理に役立つことにあることと、会計は物価水準変動の影響を反映しなければならないことを指摘し、第二章「物価水準統計」では、各国の国内物価変動の実際を統計的に示し、現実に物価水準が変動しているにもかかわらず、歴史的原価会計がこの現実を無視していることは非現実的であることを指摘し、第三章「問題の説明」では、物価水準の変動が会計に影響を与えることを述べ、さらに第四章「問題の諸例」において四つの例を用いて物価水準変動が会計に与える具体的影響を示そうとしている。第五章「職業諸団体のステートメント」と第六章「これまでに提議されてきた提案の類型」において、物価水準変動に対する各会計職業団体の姿勢を明らかにし、これまでに提議されてきた多くの提案を分類・整理している。第七章「利益決定——指数問題」と第八章「資産評価——保有利益と損失」は、本書の最も重要な部分として彼が力を入れた章である。第九章「売上原価と棚卸資産」、第一〇章「減価償却と非貨幣資

産」では、物価水準変動時における売上原価と棚卸資産、減価償却、非貨幣資産の三点に關する手続を説明している。第一章「貨幣項目」では、貨幣項目に生じる購買力損益を取り扱っている。第二章「利益——期間平均価格によるか期末価格によるか」と第三章「説明例」においては、期間利益は期間平均価格を用いて決定されるべきか、それとも期末価格によって決定されるべきかについて述べている。第四章「各種の問題」では、法人税、時価の長所等に関する問題を取り扱っている。第五章「現在原価による会計の實際の適用——フィリップス工業」では、オランダのフィリップス工業のケースを取り上げている。

## 二

### (一) 歴史的な原価会計に対するギンサーの批判

ギンサーは、第二章に掲載した物価統計から、オーストラリアのみならず世界各国がクリーピング・インフレーションの状態にあることを指摘し、この状態が今後も持続するとみる立場から会計学上、物価水準の変動を無視することは非現実的であるとす。彼のこの主張は、一九六〇年一月四日、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants, AICPA) 会計原則審議会の決議「ドル価値の変動を無視しうる」とする会計の仮定は非現実的である。」を實証的に裏付けたものといえる。ギンサーは、このように現実に物価水準が変動しているにもかかわらず、会計専門家が、歴史的な原価は客観性を有するという理由から物価水準変動を無視し歴史的記録による会計慣行を固持してきたことを批判し、歴史的な原価会計の弊害の根拠を、AICPA 会計研究叢書第六号「物価水準変動財務報告」(一九六三年)の次の叙述に求めている。「ドルがもつ比較障害

とは、測定手段としてのドルが不安定なものないし伸縮するものであることを意味する。財貨・用役に対するドルの支配力に応じてドルは異なった一般購買力をあらわし、ドルが支配する財貨・用役の量が異なるという意味で一九四〇年のドル、一九五〇年のドル、一九六〇年のドル等々を区別するのが妥当である。これらの時点を変にするドルが比較可能ではないことは、あたかも、異なった外国の貨幣が比較可能でないのと同じである。この変動が著しい場合には、二つの時点のドルを、加えてみても、差し引いてみても、たいていの目的にとって有意義に利用しようと望むことはしよせんできない相談である。」<sup>(1)</sup>

ギンサーは、歴史的原価による損益計算においては、各年度によって貨幣の価値が異なるにもかかわらず、そのままその異なる貨幣数値を加減する結果、期末の財政状態が期首より悪化しているにもかかわらず、利益——その一部は架空利益——が発生するという事態が生じることを指摘し、さらに、この利益の発生する要因として、(一)、減価償却費の計上不足、(二)、異なる時点の貨幣価値を反映している売上原価、(三)、貨幣項目に生じる購買利益の無視の三つをあげている。<sup>(2)</sup> これらのうち、従来は、ややもすると(一)の要因だけが重視された。たとえばAICPA会計研究叢書第六号(一九六三年)は、「減価償却費は、通常の場合、損益計算書の中で最もひどい影響をうけている項目である。なぜならば、各種の償却性資産の取得時に即応して、異なった時点のドル価値を最も端的に反映しているからである。売上原価もこれと同様に影響をこうむるが、棚卸資産の回転期間は設備や機械・器具の場合よりも短いので、その影響は減価償却費ほどはひどくない。」<sup>(3)</sup>と、している。しかし、ギンサーは、(一)の他に(三)の要因が重要だと考えている。このギンサーの着眼点は、すぐれている。特に日本の企業は、一般に長期借入金が多く、したがって、これに生じる購買力利益は、資産の過小評価にもとづく減価償却の計上

不足を上まわる可能性が高いことを考えるとギンサーの所説は、注目すべきであると考えられる。

- (1) R. S. Gynther, *Accounting for Price-Level Changes: Theory and Procedures*, 1966, p. 11.
- (2) R. S. Gynther, *op. cit.*, pp. 12~13.
- (3) R. S. Gynther, *op. cit.*, p. 11.
- (4) 竹村欣也、インフレ時における架空利益と計上洩れ利益、経理情報、4号。

(二) 従来の物価水準変動会計に対するギンサーの批判

ギンサーは、スウィニーが一九三六年に「安定価値会計」(H. W. Sweeney, *Stabilized Accounting*, 1936.)を著わして以来、アメリカにおける物価水準変動会計の理論と手続に関する研究ないし論議は、もっぱら株主に対する年次報告をより有意義なものにするという目的のみを指向し、経営管理に役立つ会計情報の提供がほとんど無視されてきたという欠陥があることを指摘している。彼は、会計の主要な目的は、企業実体の業績を向上させ、能率を増進させるために経営管理者に計画、統制、意思決定に役立つ重要な情報を提供することにあると考えている。<sup>(1)</sup>かくして、ギンサーは、物価水準変動の影響を反映する会計は、経営管理に役立つ会計情報を提供するものでなければならぬとする。彼のこの考え方は、第一に、価値修正規準の選択、第二に、保有損益、第三に、貨幣負債(長期負債)のそれぞれに関する取り扱い方によくあらわれている。ギンサーの物価水準変動会計の本質を理解するためには、この三つは重要な論点である。この小稿においては、以下、この三点にしばって論じることとする。

## (1) R. S. Gynther, op. cit., pp. 2~3.

## (2) 価値修正規準としての一般物価指数と個別価格指数に関するギンサーの見解

ギンサーによれば、利益決定プロセスにおいて、物価水準変動の影響を反映するためには、現在の価格水準で示される収益と現在の物価水準を反映するように修正された費用とを対応させて利益が決定されなければならない。このため歴史的原価で示されている費用を修正する規準の選択が問題となる。この問題は最も意見の対立をみるどころであるが、ギンサーは、価値修正規準として、一般物価指数を選択することを主張する学派と、個別価格指数を選択することを主張する学派の二つがあることを指摘している。ギンサーはいう。「会計の目的が、株主、もしくは出資者の利益をまもることにあると考えるならば、利益決定目的に一般物価指数を用いるのがよいことは、まず確かである。それによって、物価変動期には株主によって企業に拠出された貨幣がもつ購買力の大きさが維持されるからである。しかし、会計の根本的な目的が絶えまない競争状況におかれている企業に役立つことにあるとすれば、個別価格指数を用いるのがよいということは、まず確かである。というのは、それによって物価変動期には企業の実質資産が維持されるからである。」このギンサーの所説で注目すべき点はだれの立場で会計を行なうかについての見方にさかのぼって指数選択の問題を考察した点にある。基本的会計観の是非はさしおいて、ギンサーは、企業自体の立場、すなわち、会計の主要な目的は、経営管理者に計画、統制、意思決定に役立つ会計情報を提供し企業の業績を向上させ、能率を増進させることにあるとする立場から価値修正規準として個別価格指数を支持するとしているのである。

## (3) R. S. Gynther, op. cit., pp. 2~3.

(3) R. S. Gyntner, op. cit., pp. 44~45.

(四) 保有損益の取扱に関するギンサーの見解

棚卸資産や固定資産のような非貨幣資産の修正にあたって、価値修正規準として一般物価指数を用いる場合には、保有損益 (holding gains and losses) は問題とならない。しかし、価値修正規準として個別価格指数を用いる場合、一般物価指数と個別価格指数が異なる時には保有損益 (資産の個別価格指数の変動が一般物価指数の変動よりも大きい場合には保有利益、逆の場合には保有損失) が生じるのでその取り扱が問題となる。

ギンサーは、棚卸資産と固定資産に生じる保有利益の処理について例を用いて説明し、さらに、保有利益の本質が資本項目なのか、それとも損益項目であるのかについて次のように述べている。<sup>5)</sup>

(a) 棚卸資産に保有利益が生じる場合

一般物価指数が一〇〇の時に一〇〇ドルで棚卸資産を購入したが、売却前、現在の再取得原価は一二〇に上昇したとする。一方、一般物価指数は、一一〇にしか上昇していない。この場合に生じる保有利益は一〇ドル (一二〇ドルマイナス一〇ドル) であり、ギンサーによれば右の事実は次の修正仕訳によって示される。

(借方) 棚卸資産勘定 二〇ドル

(貸方) 保有利益勘定 一〇ドル

再評価剰余金勘定 一〇ドル

そこで、この棚卸資産が一五〇ドルで売却されたとすれば、価値修正規準として一般物価指数を用いて算出され

ギンサーの物価水準変動会計

ギンサーの物価水準変動会計

る利益は四〇〇ドルなのに対し、個別価格指数を用いて算出される利益は三〇ドルにしかならない。

(b) 固定資産に保有利益が生じる場合

耐用年数一〇年の固定資産を一〇、〇〇〇ドルで購入し、五年後の未償却残高を五、〇〇〇ドルとする。一般物価指数が一定であるにもかかわらず、この固定資産の個別価格指数が一〇〇から一二〇に上昇したとする。この場合、純資産価値は六、〇〇〇ドルになり、保有利益一、〇〇〇ドルが発生する。この事実を修正仕訳で示せば次のようになる。

(借方) 固定資産勘定	一、〇〇〇ドル
(貸方) 減価償却引当金勘定	一、〇〇〇ドル
保有利益勘定	一、〇〇〇ドル

なお、これにともなう減価償却費は、年間一、〇〇〇ドルから一、二〇〇ドルに増加する。

ギンサーは、これらの例に示される保有利益は、資産を保有することによって生じる利益であって、営業活動によって生じる利益ではないので、保有利益は資本的利益であるとする。さらに、彼は、保有損益を取り扱ってゐる文献として、<sup>(1)</sup> E. O. Edwards and P. W. Bell, *Theory and Measurement of Business Income*,

1961, <sup>(2)</sup> R. T. Sprouse and M. Moonitz, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises* (Accounting Research Study No. 3), 1962, をあげ、この両文献を高く評価しながらも次のように批判している。「あらゆる一般物価指数論者のように、彼らの提案は、外部から企業をみているのであって内部から企業をみている<sup>(3)</sup>。」この批判は、エドワーズ・ベル、スプローズ・ムーニッツらが結局は価値修正



規準として一般物価指数を用いていること、したがって、ギンサー的な理解によれば、彼らが株主の立場、すなわち、企業外部者の立場から会計を考えていること、に対してなされたものと思われる。したがって、この批判の中にもギンサーの基本的会計観がうかがわれる。

(1) R. S. Gynter, op. cit., pp. 67~69.

(2) R. S. Gynter, op. cit., p. 79.

(5) 貨幣項目に生じる購買力損益に関するギンサーの見解

貨幣項目と非貨幣項目との分類は、重要な問題なので、まず、その定義について述べ、ついでギンサーの貨幣項目に関する見解について述べる。

ある項目が、貨幣項目に分類されるか非貨幣項目に分類されるかによって結果に大きな相違が出てくることもありうるので、その分類基準は、価値修正規準の選択問題とともに、もともと困難な問題である。両者の分類基準の前提となる定義については、「貨幣項目とは、その金額が法律または契約により固定されているものであり、したがって物価水準変動の影響をうけないものである。」と定義されているように、一般に貨幣項目に関する積極的定義を行ない、非貨幣項目に関しては、貨幣項目以外の項目であるという消極的な定義しかなされていない。A I C P A 会計研究叢書第六号では、貨幣項目を貨幣資産、貨幣負債、および株主持分の貨幣項目の三つに分け、貨幣資産として、現金または現金請求権すなわち手許現金・銀行預金・売掛金・受取手形・貸付金・所有社債を、貨幣負債として、買掛金・支払手形・社債および担保付社債・リース契約にもとづく債務・源泉税預り金・

#### ギンサーの物価水準変動会計

未払費用を、株主持分として優先株主持分をあげている。<sup>(2)</sup>しかし、これらのうち、問題となるのは受取手形・所有社債・転換社債・転換優先株式である。また株主持分については、イギリスの暫定基準会計実務書第七号「貨幣購買力変動会計」のように「会社の株主は純貨幣資産と純非貨幣資産の両方に対して残余持分をもっている。したがって、株主持分は貨幣項目、非貨幣項目のいずれでもない。」とする見解もあり、<sup>(3)</sup>議論の余地がある。

非貨幣項目については、その帳簿価額を修正してインフレーションの影響を反映するようにするが、貨幣項目は、たとえ物価水準変動修正の意図が財務報告書上の全項目を現在ドルで示すことにあるとしても修正しない。物価水準変動が非貨幣項目に与える影響については、AICPA会計研究叢書第六号（一九六三年）では、その内容を要約した High lights の第七において次のように述べている。「物価水準の変動が非貨幣項目（主として棚卸資産・固定資産および普通株主持分）に与える影響を認識することからは、利益も損失も生じない。これらの諸項目に対する物価水準変動の影響を認識するということは、取得原価もしくは所有主持分を、貸借対照表のドル購買力をあらわす数値で書き替えるというだけのことである。<sup>(4)</sup>」さらにまた、AICPA・APBステイトメント第三号「一般物価水準変動修正財務諸表」（一九六九年）は、貨幣項目との対比において次のように述べている。「貨幣項目は、歴史的ドル財務諸表上現在の一般購買力の数値で示される。非貨幣項目を保有しているも、一般物価水準利得または損失は発生しない。したがって、貨幣項目と非貨幣項目とを区別することによって、(一)、現在の一般購買力をあらわす数値で非貨幣項目を修正し、かつ、(二)、歴史的ドル会計では認識されない貨幣項目についての一般物価水準利得および損失を認識することができる。<sup>(5)</sup>」

インフレーションの場合、貨幣資産を保有することにより購買力損失が生じ、貨幣負債を保有することによ

て購買力利益が生じているのであるが、歴史的原価会計においては購買力損益が計上されない。この点についてギンサーは、次のように述べている。「伝統的会計は、つねに現在ドルで貸借対照表上の一切の貨幣項目を表示するのに、購買力損益は利益決定のプロセスにおいて勘定に取り入れられない。すなわち購買力損益は全く計算されず、そのため購買力損益は会計報告書にはあらわれてこないのである。<sup>6)</sup>」

さて、ギンサーの所説で特徴的なのは、貨幣負債について、これを当座負債と長期負債とに分け、当座負債には購買力利益を計上するが、企業の継続を前提とする限り長期債務に購買力利益を計上するのは不合理だとしている点である。彼は、その理由を次のように述べている。「これらのあらゆる長期債務項目は、株主によって拠出された金額と同様に企業の永久資本を構成するものである。それ故、企業の立場からすれば、物価上昇時に長期債務項目に利益を計上することは、まさに株主から拠出された資金に利益を計上するのと同じくらい不合理である。<sup>6)</sup>」この主張には、自己資本も長期負債も企業の立場からみれば、永久資本を構成するという意味では同じ機能をもつとして、両者を区別しないギンサーの会計観があらわれているように思われる。

ギンサーは、長期債務に生じる購買力利益の取り扱いに関して二つの学派があるとする。一方は、会計を株主の立場からみるものであり、この派によれば、物価上昇時には長期債務に購買力利益を計上する。他方は、会計を企業の立場からみるものであり、この派によれば、長期債務に購買力利益を計上しない。ギンサーは、会計を経営管理の情報提供の立場からみているので、長期債務に購買力利益を計上しない説を支持し、四つの例を用いて物価水準上昇時に長期債務に購買力利益を計上するのがいかに不合理であるかを立証しようとしている。これらの例示は、ギンサーの貨幣負債（長期負債）に関する取り扱を理解するのに重要であると思われるので、その

例示の一つを取り上げ、これを要約して示すことにする。

(例示)

ある企業の期首貸借対照表を第一表のとおりとする。地代と利息は決算日に支払われ、その年度にあらゆる財の個別価格が七・五パーセント上昇すると、長期債務に購買力利益を計上しない場合の期末財務諸表は第二表のようになり、また、長期債務に購買力利益を計上する場合の期末財務諸表は第三表のようになる。ギンサーは、

第一表  
貸借対照表

土地	200,000ドル	資本金	100,000ドル
(年間地代 20,000)		社債	100,000
		(年利率5%)	
	<u>200,000ドル</u>		<u>200,000ドル</u>

第二表  
提益計算書

受取地代	20,000ドル
支払利息	<u>△ 5,000</u>
	<u>15,000ドル</u>

貸借対照表

土地	215,000ドル	資本金	100,000ドル
現金	15,000	社債	100,000
		資本剰余金	15,000
		利益	15,000
	<u>230,000ドル</u>		<u>230,000ドル</u>

第三表  
損益計算書

受取地代	20,000ドル
社債に生じる購買力利益	<u>7,500</u>
	27,500
支払利息	<u>△ 5,000</u>
利益	<u>22,500ドル</u>

貸借対照表

土地	215,000ドル	資本金	100,000ドル
現金	15,000	社債	100,000
		資本剰余金	7,500
		利益	22,500
	<u>230,000ドル</u>		<u>230,000ドル</u>

第二表と第三表より長期債務に購買力利益を計上しない場合には、たとえ利益を全て分配しても企業の実物資本は維持されるが、長期債務に購買力利益を計上する場合には、利益を全て分配しようとする、企業は土地の一部を売却するか、または、株式配当のいづれかの方法を選択しなければならず、たとえ株式配当を行なうにしても企業を前年度と同一水準にとどめうるにすぎないとする。<sup>⑧</sup>

- (1) 片野一郎監訳「物価水準変動財務報告」昭和四七年、同文館、一六七頁。
- (2) 片野一郎監訳「前掲書」一六七～一七一頁。
- (3) The Councils of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales and others, Provisional Statement of Standard Accounting Practice No. 7, "Accounting for Changes in the Purchasing Power of Money", 1974.
- (4) 片野一郎監訳「前掲書」六頁。
- (5) 新井清光監訳、磯部秀夫訳「アメリカ公認会計士協会、物価水準変動会計」昭和四六年、同文館、五八頁。
- (6) R. S. Gynther, op. cit., p. 136.
- (7) R. S. Gynther, op. cit., p. 140.
- (8) R. S. Gynther, op. cit., pp. 143~144.

三

(一) 個別価格指数支持論の検討

ギンサーの物価水準変動会計

ギンサーは、物価水準変動期に価値修正規準として一般物価指数を選択することによって貨幣の購買力が維持され、個別物価指数を選択することによって企業の実物資産が維持されることを指摘し、会計の目的は、株主への年次報告をより有意義なものにすることにあり、企業実体の業績を向上させ、能率を増進させるために経営管理者に計画、統制、意思決定等に役立つ重要な会計資料を提供することにあるとする立場から、個別物価指数を支持している。そして、GNPデフレーターのような一般物価指数は、株主の購買力を維持するために役立つだけだから、前述の目的にそぐわないものであるとする。さらに、ギンサーは、消費者としての株主の利益をまもるのに大いに役に立つのは消費者物価指数であるが、この消費者物価指数はその中に資本設備を含めていないので、これを製造業に適用すれば、不合理な結果になるとし、正しい利益は、収益と収益を稼得するのに消費された資産の個別現在原価とを対応して決定されるべきだとする。また、一般物価指数支持論者は、ゴースト・インフレーション概念を意識していないとする。すなわち、ギンサーは、収益と個別物価指数で修正した費用とを対応させてはじめてゴースト・インフレーション概念を意識しうるとする。ところで、企業資本の本質については、これを企業に投下された自由選択性資金とみる解釈と、企業の経営実体を構成する物財とみる解釈とがある。前者を貨幣資本維持説とよび、後者を実物資本維持説、または実体資本維持説とよんでいる。実体資本維持説は、継続企業がその営む販売活動を同じ質的内容をもって繰返して行くことを前提として、この同じ内容の経営活動を維持するために収益に対して販売時再取得原価で費用を賦課することを主張するものである。ギンサーは、収益に賦課される費用を個別物価指数を用いて修正して、企業の実体資本を維持しようとする。

しかし、個別物価指数で修正して得た会計資料は、その特定業種の経営実体の維持を保障する購買力資本を維

持することを目的とする立場から、また、当該産業部門に属する同種企業間の会計数値を比較するという立場からは意味がある。しかし、当該企業にとってのみ意義のある個別価格指数を価値修正規準として用いることによって異なる企業間の数値比較能力ないし数値連結能力を欠くことになる。価値修正規準は、これによって修正された結果の会計数値が当該企業の内部においても比較性をもつと同時に、異なる企業間においても比較性をもたなければならぬ。このため、価値修正規準は、当該企業にとってのみ意義のある個別価格指数によるべきではなく、GNPデフレーター<sup>(1)</sup>のような一般物価指数によるべきであろう。

- (1) AICPA会計研究叢書第六号によれば、「GNP陰伏価格デフレーターは、デフレーションの前と後との数値間の関係に含まれる合成された複合指数であつて、現在利用できる最も包括的な物価指数である。この指数が測定するのは、(a)、任意の年度において生産されたすべての財貨・用役を現在ドルで示したものの価値総計と、(b)、同じ財貨・用役の物価(固定ドル)で示したものの価値総計との間の関係なのである。」(片野一郎監訳、前掲書、九六―九七頁)

## (二) 物価水準変動会計と再評価

ギンサーは、固定資産について、「非貨幣資産の現在価値の変動は、市場における同種資産の現在価値の実際の変動、もしくは各資産に用いられている個別価格指数の変動を通して知りうる。ある資産の現在価格が大きく変動したことを知ると、すぐにこれが、(一)、補助元帳と、(二)、総勘定元帳の統制勘定に記帳される。」たとえば、「四月に資産の現在価格が、一〇、〇〇〇ドルから一〇、六〇〇ドルに上昇したことを知ったとする。補助元帳に再評価が記録され、統制勘定に振替えるため次の仕訳記入がなされる。

(借方) 固定資産勘定 六〇〇ドル

ギンサーの物価水準変動会計

ギンサーの物価水準変動会計

(貸方) 資産再評価剰余金勘定六〇〇ドル<sup>(1)</sup>

と述べ、これを物価水準変動会計とよんでいる。

しかし、これは、各資産を慎重に鑑定評価し、それから、その現在取得価格で価額引き上げを行なうべきだと考える狭義の再評価、または評価替というべきものである。それ故、ギンサーにあっては、狭義の再評価、または評価替と物価水準変動会計とが概念上区別されていないように思われる。だが物価水準変動会計と資産再評価とは異なる概念である。すなわち、前者は、歴史的原始会計を肯定し、その延長上に構想される会計なのに対し、後者は、歴史的原始を否定する時価主義会計である。これは、インフレーション会計の研究上、非常に重要な点だと思われる。

(3) R. S. Gynther, op. cit., p. 117.

(三) 長期貨幣負債に生じる購買力利益

ギンサーは、長期負債に生じる購買力利益は、追加的な資金調達を行なわなにかぎり配当できないものだから、これを補足的財務諸表の上で利益として表示すべきではないとする。しかし、この主張に対して、前述の暫定基準会計実務書七号が、次のような批判を加えている。すなわち、ギンサー的な主張は、「収益力の測定と流動性の測定とを混同している。インフレが存在しなくとも、追加的な資金調達をしないかぎり会社の利益をすべて配当するわけにはいかない場合がある。なぜなら、たとえ、利益を非当座資産に投下してしまっていたり、あるいは、投下する予定だという場合があるからである。それ以上に、借入の費用（これは貸主側のインフレーション



ヨンの見込を反映していると考えねばならない)や換算後の原価にもとづき減価償却費を利益から減額している以上、長期負債に生ずる利益を除外するのは首尾一貫していない。」<sup>(1)</sup>としてしているのである。私もこの実務書の主張を支持する。

(3) Provisional Statement of Standard Accounting Practice No. 7.

(四) 価値修正基準の国際比較性

ギンサーの著書「物価水準変動会計——理論と手続」は、個別企業の実物資本維持、または実体資本維持の立場から、個々の経営管理に役立つ会計情報を提供することを意図しているため、同種企業間の会計数値を比較し連結することはできるが、異なる企業間の会計数値を比較し連結するという会計の根本的な目的は無視されていない。さらに、会計数値の比較性と連結性は、国内よりはむしろ国際的な関連でより重要である。それにもかかわらず、国際間の比較性と連結性については、なんらふれていない。価値修正基準が、国内のみならず、国際的にも比較しうる性格のものでなければならぬことを片野博士は、次のように主張しておられる。「貨幣会計上貨幣数値がもつべき比較能力と連結能力は、単に同一貨幣圏において有効に作用するだけにとどまるものでなく、一貨幣圏における貨幣会計の数値は異なる貨幣圏との間の為替換算率を通じて相手貨幣圏における貨幣会計の数値と同質計算単位において比較しうるものでなければならぬという点に、その本質的意義がある。そして、これが貨幣経済社会において貨幣会計が社会制度として成立し得る根本条件である。いわゆる「貨幣価値不変の公準」というのは、右の『同一貨幣圏ならびに異なる貨幣圏相互間にわたる同質価値計算の可能な経済地盤を前提

### ギンサーの物価水準変動会計

としている』ということの意味すると解さなければならぬ。それゆえに、現時の世界各地にみられるように、二つもしくはそれ以上の貨幣圏のそれぞれにおいてインフレーションが進行している場合、各貨幣圏の全企業の会計に貨幣価値変動会計を適用するとすれば、各貨幣圏における価値修正原価会計上の数値は各貨幣圏ごとの一定の換算率をもって換算することにより相手貨幣圏における価値修正原価会計の数値に同質的に転換し得るものであることが、理論上要求されるのである。したがって、貨幣価値修正規程が会計学上要求される最も本質的な資格は、このような国際的同質計算尺度として機能しうることに求められるのである。<sup>(1)</sup> 片野博士がここで示唆しておられるのは、国際的な視野に立った貨幣価値修正である。それに対してギンサーの所説には、このような国際的展望はない。ギンサーの所説をはたして国際的次元にまで展開できるかどうか、この点は将来の研究課題である。

ギンサーは、この書物に「物価水準変動会計——理論と手続」と名づけているが、その本質は、伝統的制度会計が貨幣価値変動環境のもとでおちいる会計機能の障害ないし喪失という欠陥を匡正してその合理化を進めるといふ性格のものではなくて、経営管理の遂行に役立つ資料作成の領域に属するものである、ということができよう。

- (1) 片野一郎「貨幣価値変動会計の職能と構造——会計学思考と経済学思考の合流点」、企業会計、第二四巻、九号、三一頁。

### 参考文献

(直接小稿で引用したものだけを掲げておく)

• R. S. Gynter, *Accounting for Price—Level Changes: Theory and Procedures*, 1966.

- American Institute of Certified Public Accountants (Accounting Research Division), Reporting the Financial Effects of Price—Level Changes (Accounting Research Study No. 6), 1963. (片野一郎監訳「物価水準変動財務報告」昭和四十七年、同文館)
- The Accounting Principles Board of AICPA, Financial Statements Restated for General Price—Level Changes, June 1969. (新井清光監訳、磯部秀夫訳「アメリカ公認会計士協会物価水準変動会計」昭和四十六年、同文館)
- The Councils of the Institute of Chartered Accountants in England Wales and others. Provisional Statement of Standard Accounting Practice No. 7 “Accounting for Changes in the Purchasing Power of Money” Accountant, May, 1974.
- 片野一郎「貨幣価値変動会計の職能と構造」——会計学思考と経済学思考の合流点」企業会計、第二四巻、九号。